第３部　地震災害応急対策計画

第１章　活動体制の確立

地震災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため，市，県及び関係機関は，それぞれの機関ごとに応急活動体制を確立する。また，当該地域だけでは対処しえない事態においては，他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い，必要に応じて各種ボランティア等の協力を得るなど，効果的な体制を確立する必要がある。本章では，このような活動体制の確立に係る対策を定める。

第１節　応急活動体制

【関係機関：大島地区消防組合消防本部・奄美市】

本市において，地震の発生に際して被災者の救援に全力を挙げて対応するため，市，県及び関係機関等は，それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ，迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため，特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに，それぞれの組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお，災害状況により配備指示が不十分となることも予想されるため，職員は自主参集に努める。

第１　応急活動体制の確立

１　災害状況等に応じた活動体制の確立

市域において地震による災害が発生した場合，県，防災関係機関及び他の町村等と連携・協力し，地震災害応急対策を実施するとともに，市及びその他の防災機関が処理する応急対策を支援し，かつ総合調査を行う体制を確立する。

このため，必要があると認めるときは奄美市災害対策本部を設置し，応急対策を実施する。

なお，災害の規模等によっては，奄美市災害警戒本部又は情報連絡体制の設置による活動体制を確立して対策に当たる。

また，災害の状況により県への被災状況の通報や応援要請を行い，被災地域の状況を早期に把握できる体制の確立に努めることとし，被害の程度によっては，市が実施する応急対策を県が代行する場合もあることに留意する。

（１）災害対策本部設置前の初動体制

ア　情報連絡体制の確立

市内に震度４の地震が発生したとき，又は津波注意報が発表されたときは，地震・津波情報や被害状況等の情報を収集するため，総務課・地域総務課職員による情報連絡体制を確立する。

イ　災害警戒本部（支部）の設置

(ｱ)　市内に震度５弱若しくは震度５強の地震が発生したとき，又は津波警報が発表されたときは，災害警戒本部（支部）を設置する。

(ｲ)　災害警戒本部に本部長，副本部長を置き，本部長には総務部長を，副本部長には総務課

長及び土木課長をもって充てる。本部に災害警戒要員を置き，事前に指定した課（教育委員会を含む。）の職員をもって充てる。

(ｳ)　災害警戒支部に支部長，副支部長を置き，支部長には地域自治区事務所長を，副支部長には地域総務課長及び建設担当課長をもって充てる。支部に災害警戒要員を置き，事前に指定した課（教育委員会を含む。）の職員をもって充てる。

(ｴ)　災害の発生するおそれが解消したと認められるとき又は災害対策本部（支部）を設置したときは，災害警戒本部（支部）を廃止する。

（２）市災害対策本部の設置（**図１**）

ア　市災害対策本部の設置又は廃止

(ｱ)　市災害対策本部の設置

市長は，次の基準により災害対策本部を設置する。

①　市内に震度６弱以上の地震が発生したとき，又は震度５強以下の地震若しくは津波が発生し全地域にわたり大きな災害が発生し，若しくは発生するおそれのあると認められたとき。

②　災害救助法を適用する災害が発生し，総合的な対策を要すると認められたとき。

③　市内に特別警報（大津波警報）が発表されたとき。

(ｲ)　市災害対策本部の廃止

本部長は，市の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき，又は災害応急対策を概ね完了したと認めるときは，市災害対策本部を廃止する。

(ｳ)　市長は，災害対策本部を設置又は廃止したときは，その旨を直ちに関係機関へ通知する。

イ　市災害対策支部の設置又は廃止

(ｱ)　市災害対策支部の設置

支部の管内に震度６弱以上の地震が発生したとき，特別警報（大津波警報）が発表されたとき，又はこれ以下の地震であっても重大な災害が発生し，若しくは発生するおそれのあるときは直ちに災害対策支部を設置し，本部長に通知する。

なお，支部長に事故があった場合は，予め指定された者の順で，支部長に代わって指揮を執る。

(ｲ)　市災害対策支部の廃止

支部長は，管内の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき，又は災害応急対策が概ね完了したと認めるときは，市災害対策支部を廃止する。

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第１節 応急活動体制 第１　２（一般-3-1-4）」参照

２　市災害対策本部（支部）の組織

３　職員の配備基準

地震発生時において迅速な災害応急対策を推進するため，予め定められた基準により配備体制を布く。

（１）職員の配備

市長は，表４の配備基準に基づき，災害対策本部等の配備区分を決定する。

なお，災害の態様により，その所掌する災害応急対策を講ずるうえで支障がないと認められるときは配備体制を変更し，又は配備を解くことができる。

表４　地震時の参集・配備基準

体制		基　準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制		(1) 市内に震度４の地震が発生したとき (2) 市内に津波注意報が発表されたとき	(1) 総務課（地域総務課） ・・・・・・・・・・２名以上 (2) 別記１に掲げる課 ・・所属長が必要と認める人数 (3) 総務課長が必要と認める課 ・総務課長が必要と認める人数	小規模地震や津波への警戒を行うため,県や関係機関との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制		(1) 市内に震度５弱又は震度５強の地震が発生したとき (2) 市内に津波警報が発表されたとき	(1) 総務課（地域総務課） ・・・・・・・・・・３名以上 (2) 別記１に掲げる課 ・・・・・・・・・・１名以上 (3) 本部長が別に定める課 ・・・本部長が別に定める人数	災害警戒本部を設置し,事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集,応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第１配備	(1) 地震・津波により比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し，又は発生するおそれのある場合であって，災害対策本部長（以下「本部長」という）が必要と認めるとき (2) 市内に特別警報（大津波警報）が発表されたとき	(1) 総務課（地域総務課） ・・・・・・・・・・４名以上 (2) 別記１及び２に掲げる課 ・・・・・・・・・・１名以上 (3) 本部長が別に定める課 ・・・本部長が別に定める人数	災害対策本部を設置し,災害の規模･程度に応じて,市の組織を挙げて各種災害応急対策を実施する。
	第２配備	(1) 市内に震度６弱以上の地震が発生したとき (2) 市内に震度５強以下の地震若しくは津波が発生し，全地域にわたり大きな災害が発生し，又は発生するおそれのある場合であって，本部長が必要と認めるとき	(1) 総務課（地域総務課） ・・・・・・・・・・半数以上 (2) 別記１及び２に掲げる課 ・・・・・・・・・・２名以上 (3) 本部長が別に定める課 ・・・本部長が別に定める人数	
	第３配備	(1) 市内に震度６強以上の地震が発生したとき (2) 市内に震度６弱以下の地震若しくは津波が発生し，全地域にわたり甚大な災害が発生し又は発生するおそれのある場合であって，本部長が必要と認めるとき	各所属職員全員	

（別記）

別記番号	地区	課名
1	名瀬	企画調整課，財政課，福祉政策課，高齢者福祉課，保護課，デジタル戦略課，農林水産課，都市整備課，土木課，建築住宅課，下水道課，水道課／教育委員会教育総務課，学校教育課
	住用	市民福祉課，産業建設課／教育委員会地域教育課
	笠利	市民課，いきいき健康課，産業振興課，農林水産課，建設課／教育委員会地域教育課
2	名瀬	環境対策課，プロジェクト推進課，契約・検査指導課，健康増進課，税務課，紬観光課
	住用	－
	笠利	下水道課笠利分室・水道課笠利分室
3	名瀬	１・２以外の課等
	住用	
	笠利	

（２）動員の伝達方法

⑺総務課・地域総務課職員の動員配備

地震の発生とともに，テレビ，ラジオ又はインターネット等の速報情報をもとに，総務課及び地域総務課職員は参集する。

⑴各部職員の動員配備

総務課長及び地域総務課長は，各部主管課長に各部の職員の動員配備を指示するよう伝達する。この伝達を受けて，各部主管課長は各部の職員を動員する。

（３）自主参集

⑺配備要員に指定された職員の自主参集

配備要員に指定された職員は，伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても，テレビ，ラジオ又はインターネット等で速報される地震情報により，一定の震度以上の地震の発生や津波警報の発表を覚知し，或いは地震・津波に遭遇したときは，表４の参集・配備基準に照らして，招集指示を待つことなく自主的に判断し，あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

⑴その他の職員の自主参集

その他の職員にあっては，地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに，登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。

ただし，表４の参集・配備基準に照らして第３配備基準に該当する事態であると覚知した場合は，招集指示を待つことなく自主的に判断し，あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお，交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は，最寄りの自己の所属する部局の関係機関等に参集し，応急活動に従事するか，その地域に残り被害情報の収集に当たるものとする。

第２節　情報伝達体制の確立

【関係機関：鹿児島県・奄美警察署・九州電力・あまみエフエム】

【名　　瀬：企画調整課・総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

地震災害の発生に際して，迅速かつ的確な災害応急対策を遂行するためには機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し，被災地域の災害状況の実態を的確に把握し，緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため，各防災関係機関は，事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い，保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し，各種災害情報を収集・伝達するとともに，組織内又は組織間において通信・情報連絡を行う。

第１　通信連絡手段の確保・運用

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第２節 情報伝達体制の確立 第１（一般-3-1-16）」参照

１　情報管理体制の確立

２　通信連絡系統

３　無線通信体制の確立

４　緊急情報提供システム等の活用

５　その他の手段による通信体制の確立

６　有線通信途絶の場合の措置

７　各機関の通信手段の利用

第３節　災害救助法の適用及び運用

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部】

【名　　瀬：環境対策課・健康増進課・福祉政策課・保護課
・土木課・建築住宅課・水道課・教育委員会・総務課】

【住　　用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠　　利：市民課・いきいき健康課・農林水産課・建設課
・水道課笠利分室・地域教育課・地域総務課】

大地震が発生し，一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され，同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため，応急的救助が実施される。

このため，災害救助法の実施機関，適用基準，被災世帯の算定基準及び適用手続について示し，これに基づいて県及び市は災害救助法を運用する。

第１　災害救助法の実施機関

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第３節 災害救助法の適用及び運用 第１（一般-3-1-19）」参照

第２　災害救助法の適用基準

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第３節 災害救助法の適用及び運用 第２（一般-3-1-19）」参照

第３　被災世帯の算定

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第３節 災害救助法の適用及び運用 第３（一般-3-1-19）」参照

第４　災害救助法の手続き

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第３節 災害救助法の適用及び運用 第４（一般-3-1-19）」参照

１　災害救助法の手続き

２　知事への請求及び記録

３　救助の実施

４　災害救助法による救助の程度，方法及び期間一覧表
救助の実施程度，方法及び期間一覧表

第４節　広域応援体制

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部】

【名　　瀬：財政課・企画調整課・環境対策課・健康増進課・建築住宅課・水道課・総務課】

【住　　用：市民福祉課・産業建設課・地域総務課】

【笠　　利：市民課・いきいき健康課・農林水産課・建設課・水道課笠利分室・地域総務課】

大規模な地震災害が発生した場合，被害が拡大し，市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため，各関係機関相互が予め十分に協議を行って応援体制を整えるとともに，市及び県においては，大規模な災害等による同時被災を避ける観点から，遠方に所在する都道府県又は市町村と大規模災害における広域応援に関する協定の締結に努め，災害時には緊密な連携のもと相互に協力し，円滑な応急対策活動の実施を可能にするため，平常時においても相互の情報交換及び人材の交流等に努めるものとする。

第１　災害情報・被害情報の分析

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第４節 広域応援体制 第１（一般-3-1-24）」参照

第２　応援要請・受援態勢

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第４節 広域応援体制 第２（一般-3-1-24）」参照

１　県及び市町村間等の相互応援要請

２　受援体制の確立

３　活動の内容

４　九州地方整備局の応援要請

５　消防機関の応援

第５節　自衛隊の災害派遣

【名　　瀬：総務課】

大規模な地震が発生した場合，被害が拡大し，県をはじめ市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため，自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

第１　自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第５節 自衛隊の災害派遣 第１（一般-3-1-28）」参照

１　災害派遣の範囲

２　災害派遣要請の手続

３　知事への災害派遣要請の要求

第２　自衛隊の災害派遣に伴う受入体制等

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第５節 自衛隊の災害派遣 第２（一般-3-1-30）」参照

１　派遣部隊の受入体制

２　使用器材の準備

３　経費の負担区分

４　自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

第６節　技術者，技能者及び労働者の確保

【名　　瀬：商工政策課・総務課】

【住　　用：産業建設課・地域総務課】

【笠　　利：産業振興課・地域総務課】

地震災害時には，多数の応急対策の需要が発生し，応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため，災害応急対策の実施等のために必要な技術者，技能者及び労働者の確保（公共職業安定所を通じて確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い，迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

第１　作業員等の確保対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第６節 技術者，技能者及び労働者の確保 第１（一般-3-1-31）」参照

１　作業員等の確保

２　応援要請による技術者等の動員

第２　公共職業安定所への作業員供給要請

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第６節 技術者，技能者及び労働者の確保 第２（一般-3-1-32）」参照

１　作業者供給手続

第３　従事命令等による労働力の確保

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第６節 技術者，技能者及び労働者の確保 第３（一般-3-1-33）」参照

１　命令の種類と執行者

２　命令の対象者

３　従事命令等の執行

第７節　ボランティアとの連携等

【関係機関：奄美市社会福祉協議会】

【名　　瀬：企画調整課・福祉政策課】

【住　　用：市民福祉課】

【笠　　利：いきいき健康課】

地震災害時の発生時には，各種援護を必要とする者が増大し，ボランティアの積極的な参加が期待される一方で，その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。

このため，ボランティアの参加を促すとともに，参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

第１　ボランティアの受入れ，支援体制

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第７節 ボランティアとの連携等 第１（一般-3-1-35)」参照

１　ボランティア活動に関する情報提供

２　ボランティア支援体制の確立

第２　ボランティアの受付，登録及び派遣

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第７節 ボランティアとの連携等 第２（一般-3-1-35)」参照

第８節　災害警備体制

【関係機関：奄美警察署・大島地区消防組合消防本部】

【名　　瀬：企画調整課・総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

地震災害時には，住民の生命，身体及び財産の保護，各種の犯罪の予防・取締り並びに交通秩序の維持，その他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

第１　災害時における自衛警備

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第８節 災害警備体制 第１（一般-3-1-36）」参照

１　自衛警備活動

２　市の自衛警備活動

第２章　初動期の応急対策

地震災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては，各種情報を収集・伝達するとともに，避難，救助・救急及び緊急医療等の人命の確保（災害時要援護者への支援含む）並びに火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。本章では，このような災害初動期の応急対策について定める。

第１節　地震情報等の収集・伝達

【関係機関：名瀬測候所・奄美海上保安部・鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・各関係機関】

【名　　瀬：総務課】

地震発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで，地震情報等は基本的な情報である。このため，市，県及び関係機関は，予め定めた警報等の伝達系統により迅速・確実に受信し，その内容を把握して関係機関等に伝達する。

第１　気象庁による地震に関する情報の発表

１　地震に関する情報の発表

（１）緊急地震速報（警報）

気象庁は，震度５弱以上又は最大長周期地震動階級が３以上の揺れが予想された場合に，強い揺れ（震度５弱以上又は長周期地震動階級３以上）が予想される地域及び震度４以上が予想される地域に対して緊急地震速報（警報）を発表し，日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達する。また，テレビ，ラジオ，携帯電話（緊急速報メール機能）及び全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由により，市の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

なお，緊急地震速報（警報）のうち，震度６弱以上又は長周期地震動階級４の揺れが予想される場合は，特別警報（地震動特別警報）に位置づけられる。

鹿児島地方気象台・名瀬測候所は，緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

なお，緊急地震速報（警報）は，地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより，地震による強い揺れが来る前に，これから強い揺れが来ることを知らせる警報であるため，震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

（２）地震情報

気象庁が発表する地震情報を以下の表に示す。

表　地震情報の種類，発表基準及び内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に，震度３以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分：奄美市は「鹿児島県奄美北部」に区分）と地震の揺れの発見時刻を速報
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（M）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない旨」を付加
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度１以上 ・津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想された場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（M），震度１以上を観測した地点と震度を発表 それに加えて，震度３以上を観測した地点名と市町村毎の観測した震度を発表 震度５弱以上と考えられる地域で，震度を入手していない地点がある場合は，その市町村・地点名を発表
長周期地震動に関する情報	・震度１以上を観測した地震のうち，長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震階級の最大値のほか，個別の観測点毎に，長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で１回発表）
遠地地震に関する情報	・M7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について，地震の発生時刻，発生場所（震源）やその規模（M）を概ね 30 分以内に発表＊ 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに，250m四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表

＊国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は，噴火発生から１時間半～２時間程度で発表

表　気象庁の震度階級関連解説表

１．気象庁が発表している震度は，原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は，ある震度が観測された場合，その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので，それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

２．地震動は，地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計がおかれている地点での観測地であり，同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また，中高層建築物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど，同じ建物の中でも，階や場所によって揺れの強さが異なります。

３．震度が同じであっても，地震動の振幅（揺れの大きさ），周期（揺れが繰り返すときの１回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや，対象となる建物や構造物の状態，地盤の状況により被害は異なります。

４．この資料では，ある震度が観測された際に発生する被害の中で，比較的多く見られるものを記述しており，これより大きな被害が発生したり，逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また，それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

５．この資料は，主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後，５年程度で定期的に内容を点検し，新たな事例が得られたり，建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

６．この資料では，被害などの量を概数で表せない場合に，一応の目安として， 次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが，全部に近い。
が（も）ある， が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し，量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが，下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では，アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが，これらは震度○相当と表現して，震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	―	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	―	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1） 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3） 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年(2008 年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	―	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
※2　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
※3　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

（3）南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ全域を他偽証に地震発生の可能性の高まりについて知らせる情報。当該情報の種類と発表条件を以下の表に示す。

表　南海トラフ地震に関連する情報の情報名及び情報発表条件

情報名		情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※次の4種類のキーワードを付記して発表		・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
	（調査中）	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（下図青枠部）でマグニチュード8.8以上※1の地震※2が発生 ・1カ所以上のひずみ計※3での有意な変化※4と共に、他の複数の観測点でもそれに関連すると思われる変化※4が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべり※5が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
	（巨大地震警戒）	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※6 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	（巨大地震注意）	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震※2が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	（調査終了）	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報		・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで6.8以上の地震から調査を開始します。

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が浅い地震は除きます。

※3：気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用します。

※4：気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを1～3として、異常監視を行っています。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されています。

※5：ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味します。

※6：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。

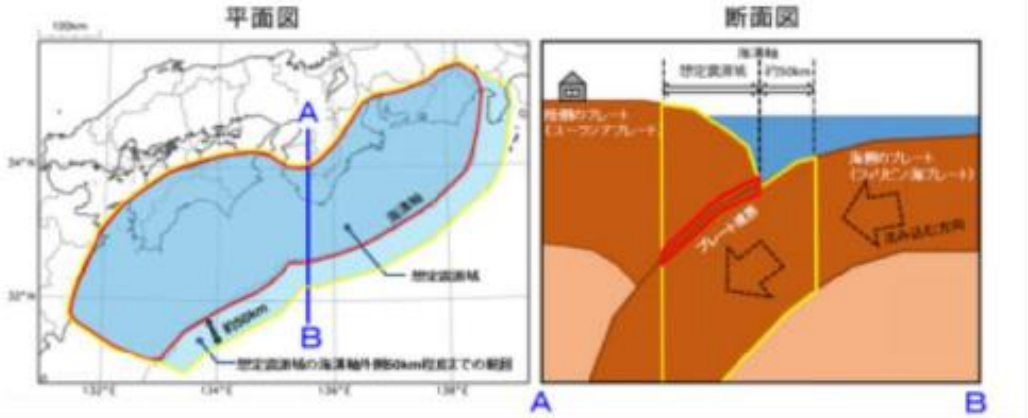

想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013））のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側50km程度：図中青枠部）

第２　地震情報等の伝達

（１）地震発生時の周知

地震（本震・余震）・津波に関する情報の発表があった場合，直ちに防災行政無線等により，本震・余震の情報を伝達し，倒壊するおそれのある建築物等から退避し，又は堅牢で安全な施設に避難するよう広報する。また，可能な限りラジオ・テレビの放送を聴取するよう周知する。

（２）住民への広報

大規模な地震・津波発生後は，通信施設の途絶等により情報不足が混乱を招くことになる。そのため，被災地住民をはじめ住民に迅速かつ的確に広報を行い，災害に対する情報ニーズの増加，情報不足による混乱の防止などの対応に努める。

（３）地震や津波警報等の伝達系統

津波警報等の伝達系統は，図 3.2.1.1 の津波警報等の伝達系統のとおり。

なお，地震に関する情報についても同伝達系統によるものとする。

また，地震に関する情報の伝達系統は，図 3.2.1.2 の気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統と，図 3.2.1.3 の県内 73 カ所の震度情報を集約した震度情報ネットワークシステムによる地震情報の伝達系統のとおり。併せて，緊急地震速報の伝達系統については，図 3.2.1.4 のとおり。

（４）震度情報ネットワークシステムの活用

本システムを通じて，本市の震度情報が表示されるため，これらの震度情報の表示内容に留意する。

（５）全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の活用

本システムが地震・津波に関する各種情報を入手すると，自動的にシステムが起動し，警報等の内容を電子メールで総務課職員の公用携帯電話に伝達するほか，防災行政無線で自動放送されるため，これらの情報の内容に留意する。

図 3.2.1.1　津波警報等の基本的伝達系統

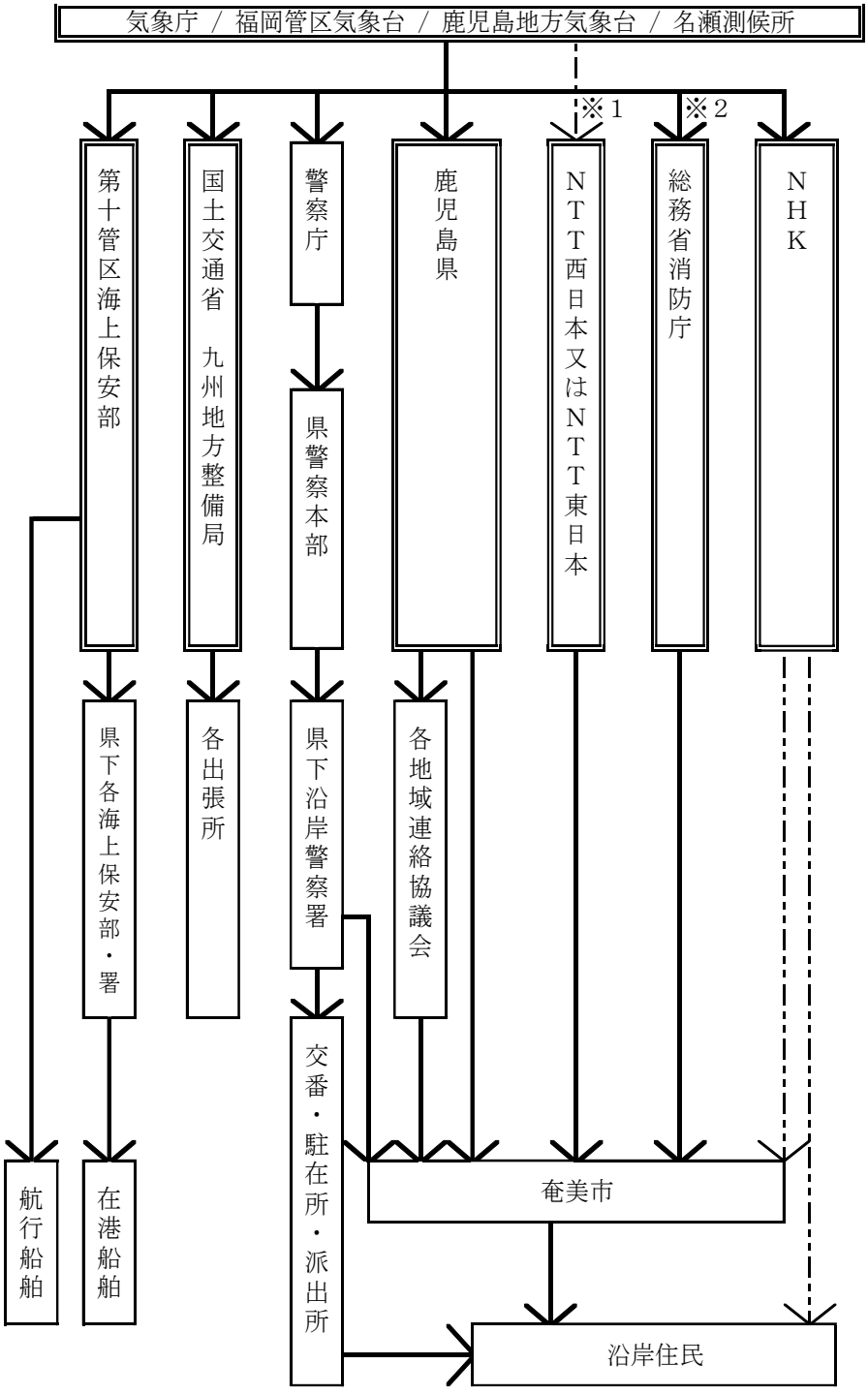

1　二重線で囲まれている機関は，気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先。
2　特別警報が発表された場合，県においては市町村への通知が，市町村においては住民等への周知の措置が，それぞれ法律により義務付けられている。
3　※1　気象資料伝送システム（オンライン）特別警報・警報のみ伝達
4　※2　気象資料伝送システム（オンライン）

図 3.2.1.2　気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統

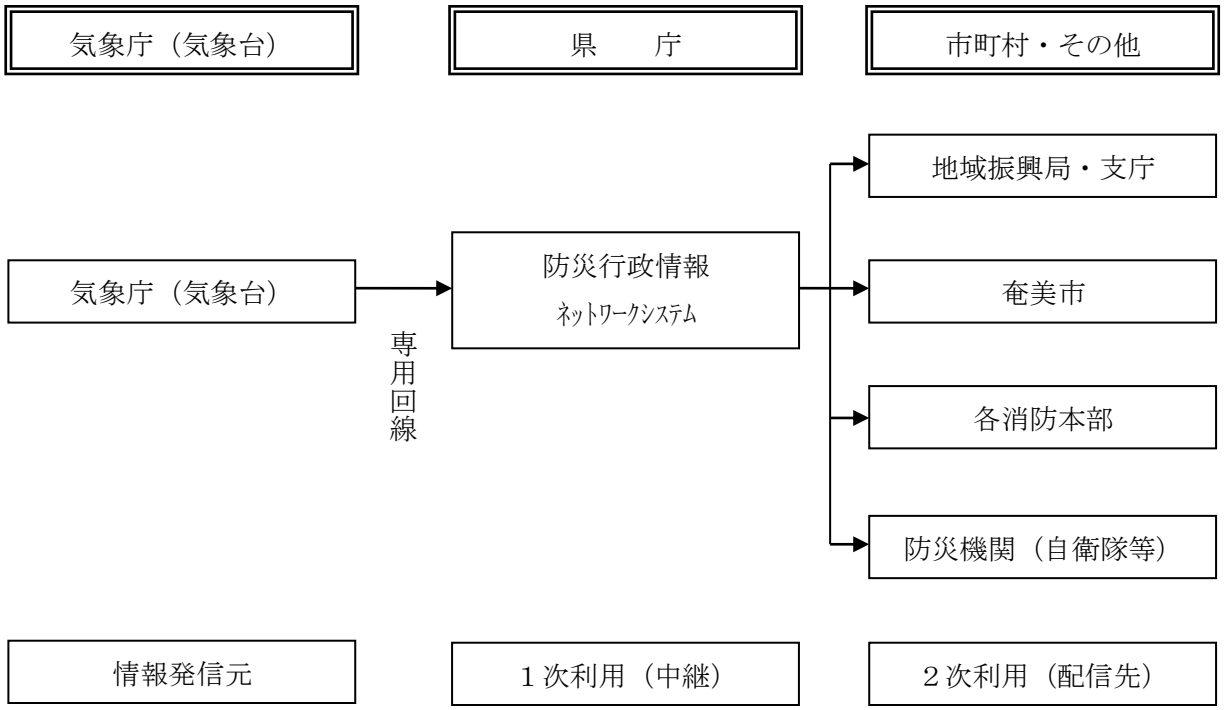

図 3.2.1.3　震度情報ネットワークシステムによる地震情報の伝達系統

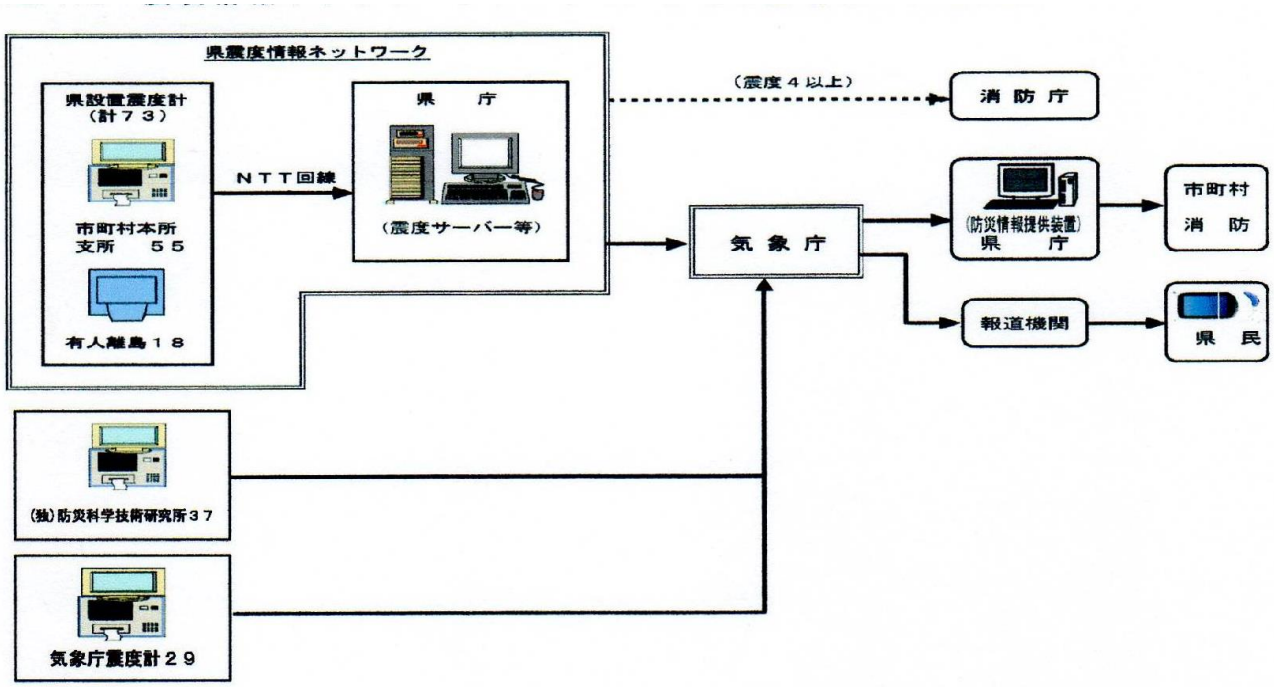

図 3.2.1.4　緊急地震速報の伝達系統

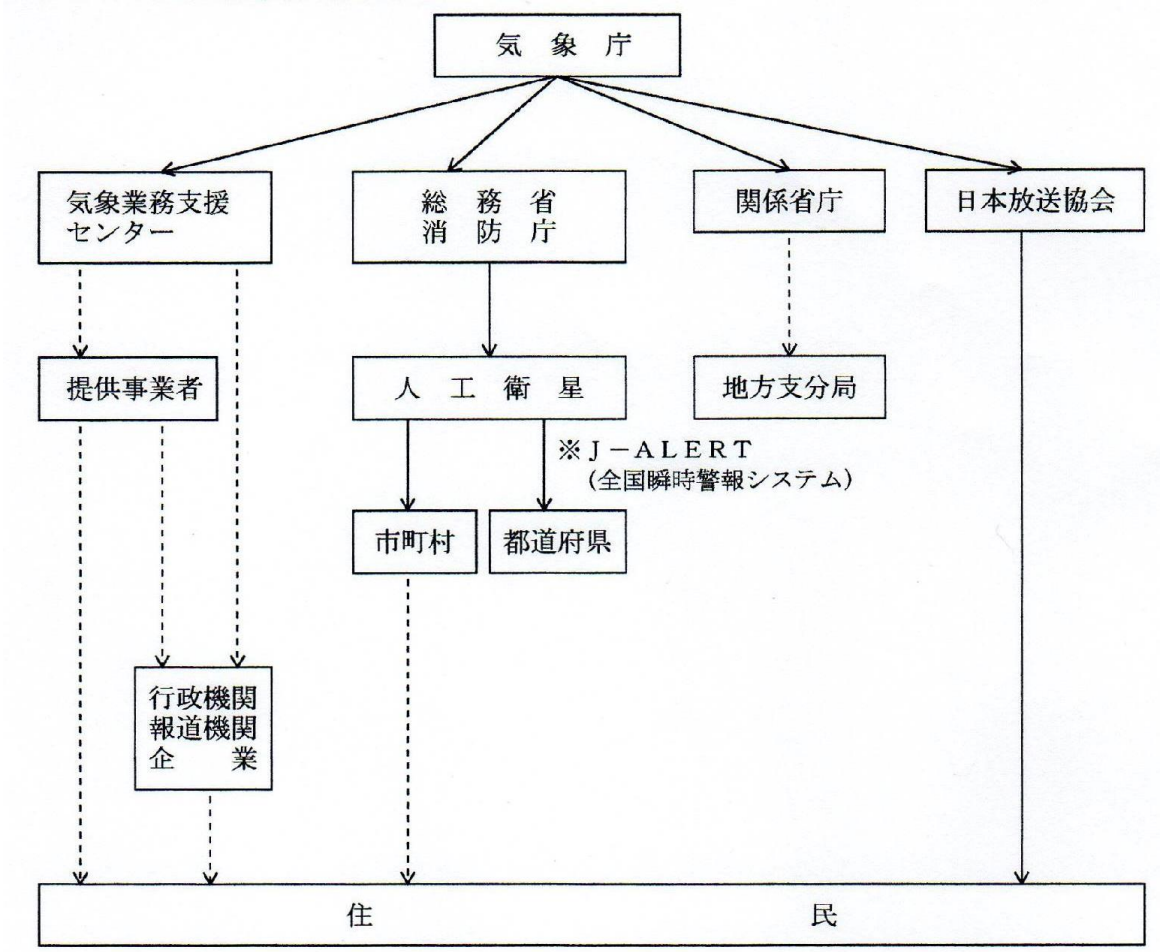

第２節　災害情報・被害情報の収集・伝達

【関係機関：奄美市】

市災害対策本部は，地震発生直後から被災状況を正確に把握するため，住民や職員及び関係機関から災害情報･被害情報を収集し,併せて防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに,速やかに県及び関係機関等に報告する必要がある。

このため，特に住民の生命に係わる情報の収集に重点を置き，被災者等からの情報を迅速かつ確実に収集・伝達するとともに，収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し，応急対策に活用する。

第１　災害情報の収集

以下,「一般災害対策編 第３部 第２章 第２節 災害情報・被害情報の収集・伝達 第１（一般-3-2-23)」参照

１　初期情報の把握

２　災害情報等の集約，報告及び共有化

第２　被害情報の収集

以下,「一般災害対策編 第３部 第２章 第２節 災害情報・被害情報の収集・伝達 第２（一般-3-2-24)」参照

１　被害情報の収集計画

２　被害状況の調査要領

第３　被害情報の報告

１　被害情報の報告要領

（１）県への報告要領

ア　被害状況等の報告

基本法及び他の法令の規定に基づく災害の情報収集,被害状況及び部門別被害状況報告の取扱いについては，「県災害報告取扱要領（県地域防災）」の定めるところによる。

なお，市から県への被災状況の報告ができない場合を想定し,県職員が被災市の情報収集のために被災地へ赴く場合にどのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど,予め県と協議をしながら情報収集要領を作成するよう努める。

イ　報告要領（震度４以上を記録した場合，県へ被害概況を報告）

種類	提出期限	適用
(1)第１報	登庁直後 地震発生直後	第１報（参集途上の被害，庁舎周辺の被害状況） ①勤務時間外（本部連絡員の登庁直後） ②勤務時間内（災害発生直後）
(2)人命危険情報 中間集約結果報告	地震発生後30分以内 遅くとも１時間以内	この段階で市災害対策本部での意思決定（広域応援要請，自衛隊派遣要請，避難指示等及び救助法の適用申請等必要性の有無）が得られていれば，県等へ報告する。

(3)人命危険情報集約結果（全体概要）報告	地震発生後１時間以内 遅くとも２時間以内	県への報告は，「災害情報等報告系統」と同一の方法を用いる。
(4)災害速報	覚知後30分後可能な限り早く	報告（通報）すべき災害等を覚知したとき，原則として覚知後30分後可能な限り早く，わかる範囲で第１報を報告し，以後，判明したものから随時報告する。

ウ　市は，同時多発火災や救出要請等により，119 番通報が殺到した場合に，その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

２　地震被害情報等の報告

（１）初動時期における災害情報の収集（第一報）

地震発生直後の初動対策を実施するうえで必要な優先情報として,次の災害情報を迅速かつ臨機応変に収集する。

ア　地震・津波情報，火災情報及び異常現象に係る情報

イ　人命救助に係る情報

ウ　その他初動対策に係る情報

なお，これらの災害情報は，周辺で感知できる範囲又は登庁途中における目視調査等の概略把握結果とする。

また，順次関係機関等との情報交換を行い，正確な情報の把握に努める。

（２）災害情報等を収集するにあたっての留意事項

市，県及び防災関係機関は，人的被害，住家被害，避難及び火災の発生・延焼の状況等，広域的な災害応急対策を実施するうえで重要かつ緊急性の高い情報について，他の情報に優先して収集・報告する。

（３）災害情報等の報告系統

ア　市長は，管内の災害情報及び被害情報（以下「災害情報等」という。）を収集・把握し，県その他関係機関に報告する。

なお，通信途絶等により，県との情報連絡が取れない場合は，消防庁に直接，被害情報等の連絡を行うものとする。

イ　市及び関係機関は,知事が行う市域の災害情報等の収集作業に協力する。

知事は取得した情報を基に市内の防災関係機関に関係情報を通報するとともに,重要かつ緊急な情報について消防庁に報告する。被害状況等の報告に係る消防庁の連絡先は，次のとおりである。

また，県は，市において通信手段の途絶等が発生し，被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては,調査のための職員の派遣又はヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により，あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。

なお，指定行政機関は，通信手段の途絶等により県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合,調査のための職員派遣又はヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により，あらゆる手段を尽くしてその所掌事務に係る被害情報の把握に努める。

回線別＼区分		平日（９：30～18：15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
ＮＴＴ回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	ＦＡＸ	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	8-90-49013	8-90-49102
	ＦＡＸ	8-90-49033	8-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	80-048-500-90-49013	80-048-500-90-49102
	ＦＡＸ	80-048-500-90-49033	80-048-500-90-49036

第３節　広報

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・九州電力
・ガス会社・ＮＴＴ西日本・バス会社・あまみエフエム】

【名　　瀬：企画調整課・総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

地震災害に際して，津波・火災・二次災害等の様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し，誘導できるよう，必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため，県，市及び防災関係機関は，保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに，地震時の適切な対策を遂行するうえで，それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

第１　市・県による広報

１　広報内容

地震時には，以下に示す人命の安全確保，人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また，気象警報又は避難指示等を住民に周知することにより，迅速・的確な避難行動に結びつけるよう，その伝達内容等について予め検討しておく。その際，高齢者や障害者等の要配慮者に配慮する。

（１）津波危険地域住民への警戒呼びかけ（避難誘導）及び避難の指示

広報担当者は地震を感じたとき，事前に定めた広報要請により，津波からの避難に関する広報を即座に実施する。広報の承認手続のために時間を浪費しないよう特に留意する。

津波危険地域住民の避難指示等の公報については，**津波災害対策編 第３部 第２章 第１節 第３（一般-3-2-13）参照**

（２）地震発生直後の広報

県（危機管理課）及び市は，各種広報媒体を活用して広報を実施する。地震発生直後の広報は，自主防災組織及び住民等へ地震時の防災行動を喚起するため，以下の内容の広報を実施する。

ア　出火防止，初期消火の喚起・指示

イ　倒壊家屋等に生き埋めになっている人の救出活動の喚起・指示

ウ　隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

エ　転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

（３）地震発生後，事態が落ちついた段階での広報

市の広報担当者は各種広報媒体を活用し，以下の内容の広報を実施する。

ア　二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ　地区別の避難所

ウ　混乱防止の呼びかけ

不確実な情報に惑わされないためにテレビ，ラジオ，市公式ＨＰ・ＳＮＳ，鹿児島県防災web，緊急速報メール又は地域コミュニティＦＭ等から情報入手するようになど。

エ　安否情報

安否情報については，ＮＴＴの災害用伝言ダイヤル“171”や，各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言版などを活用するよう広報する。

オ　被災者救援活動方針・救援活動の内容

（４）広報及び情報等の収集要領等

ア　市の各対策部は，広報を必要とする場合，総務対策部本部連絡班（支部連絡班を含む）及び企画調整班に連絡する。

イ　被害状況及び対策状況等の全般的な情報は，総務対策部本部連絡班において収集する。

ウ　総務対策部本部連絡班は，企画調整班（地域総務班を含む）へ必要に応じて取材（現地写真撮影等）を要請する。また，取材を行う場合は本部連絡班から各対策部へ連絡する。

エ　災害発生により多くの取材（現場写真撮影等）が必要となり，企画調整班だけで対応できない場合は，総務対策部から各対策部へ取材等の協力要請を行い，各対策部ではできる範囲で取材を行う。

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第３節 広報 第１　２（一般-3-2-28）」参照

２　広報手段

第２　関係機関等による広報

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第３節 広報 第２（一般-3-2-29）」参照

１　放送機関による広報

２　その他の防災関係機関による広報

第３　報道機関等に対する放送の要請・公表

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第３節 広報 第３　１（一般-3-2-29）」参照

１　放送機関に対する広報の要請

２　報道機関に対する発表

市の広報担当者は，災害の種別，発生の場所及び日時，被害状況並びに応急対策の状況等を取りまとめ，情報提供については原則としてインターネット（市公式ＨＰ）上で行う。インターネットが利用できない場合又は大規模災害が発生した場合は，必要に応じて，適宜，報道機関に以下の要領で発表する。

（１）報道発表の要領

ア　発表の場所は，記者会見室とする。

イ　発表担当者は，総務対策部の在庁最上位の者とする。

ウ　事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また，情報入手状況や防災活動の進捗状況により，広報ルールどおりの広報ができないことも予め断っておく。これにより，報道機関との混乱を最小限のものとする。

エ　要配慮者への報道手段・内容について配慮するように要請する。

オ　警察・消防その他の組織との情報交換を的確に行い，広報内容の一体性を保つ。

（２）報道機関へ要請及び発表する広報内容

ア　災害による被害を最小限に止めるための行動指示等〔要請〕※１(2)の内容に準じる。

イ　災害対策本部の設置の有無〔発表〕

ウ　津波襲来状況〔伝達〕

エ　火災状況（発生箇所及び被害状況等）〔発表〕

オ　倒壊家屋件数及び浸水状況（発生箇所及び被害状況等）〔発表〕

カ　二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕

キ　周辺受入可能病院及びその診療科目及びベッド数〔要請〕

ク　避難状況等〔発表〕

ケ　被災地外の住民へのお願い〔要請〕

（例）・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。

・安否情報については，ＮＴＴなどの災害用伝言ダイヤルを活用してほしい。

・個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。

・まとまった義援物資を送ってくださる場合は，被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう），物資の種類・量・サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。　等

コ　ボランティア活動の呼びかけ

サ　住民の心得，人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕

シ　交通状況（交通機関運行状況並びに不通箇所，開通見込日時及び道路交通状況等）〔発表，要請〕

ス　電気・電話・上下水道等の公益事業施設状況（被害状況又は復旧見通し等）〔発表，要請〕

セ　河川・道路・橋梁等土木施設状況（被害又は復旧状況）〔発表，要請〕

第４　その他の関係機関等への広報の要請・調整

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第３節 広報 第４（一般-3-2-31）」参照

１　ライフライン関係機関への要請

２　関係機関との調整

第４節　消防活動

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・奄美市】

地震災害時は，都市地域を中心に火災が予想されるため，市・消防機関を中心に住民，自主防災組織又は各事業所の自衛消防組織等の協力を得ながら消防活動を行う必要がある。

このため，消防機関は，現有の消防力（人員・装備・車両・水利等）の総力を挙げ，災害状況によっては他の地域からの応援を得て効果的に連携し，消防活動を推進する。

第１　市・県・住民による消防活動

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第５節 消防活動 第１（一般-3-2-34）」参照

１　市及び消防組合の消火活動

２　県の対策

３　住民の対策

第２　消防応援協定に基づく消防活動

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第５節 消防活動 第２（一般-3-2-34）」参照

１　県消防相互応援協定の活用

２　緊急消防援助隊の出動の要請

第５節　危険物の保安対策

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・各事業所管理者】

【名　　瀬：総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

地震災害時は，都市地域を中心に危険物災害等が予想されるため，市・消防組合を中心に住民，自主防災組織又は各事業所の自衛消防組織等の協力を得ながら，危険物の保安対策を行う必要がある。

このため，消防機関は，現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ，災害状況によっては他の地域からの応援を得て効果的に連携し，危険物の保安対策を推進する。

第１　市・県・事業所等による対策

１　市及び消防組合の対策

消防機関は，被災地域に危険物や高圧ガス等の施設があり，地震災害に伴う特殊火災や漏洩・爆発等のおそれがある場合，直ちに消防組合が定める規程等に基づいて統制ある危険物対策を行う。

危険物対策に際しては消防・緊急無線通信網を運用するほか，防災相互無線等の各種通信手段を効果的に運用し，危険物等に係る関係機関や事業所の管理者，自衛消防組織等との通信を確保し，消防通信体制の強化を図る。

市は，危険物・高圧ガス等の災害の発生に際して，被害の拡大防止を効果的に実施できるよう，事前に整備されている各種設備・施設等を活用するほか，関係住民や事業所の管理者等に対する災害状況の実態に関する情報の伝達に努め，避難指示等を行う必要が生じた場合，その適切な広報に努める。

２　県の対策

県は，大規模な危険物災害が予想される場合，直ちに関係市町村に対して，火災防止や漏洩・爆発防止措置を講じるとともに，関係地域住民の避難の必要性の把握又は避難指示等を行うよう指示する。

また，県は，地震発生後，直ちにラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め，あらゆる危険物災害の発生状況や対応状況について一般住民に周知を図るとともに，状況に応じて関係地域住民の避難指示等を広報する。

３　事業所等の対策

事業所の管理者等は，地震発生直後の出火防止，初期消火及び延焼拡大防止活動に努めるとともに，危険物・高圧ガス等の漏洩・流出等の防止活動に努める。万が一災害が発生したときは，直ちに県及び市に通報するとともにその被害の局所化を図り，必要に応じて関係住民への情報伝達及び避難対策に万全の措置を講じる。

第２　広域応援や関係機関等への要請による危険物・高圧ガス対策

大規模な危険物災害や高圧ガス爆発・漏洩・流出等の災害が発生し，所轄する消防組合の能力では災害の防御や被害の拡大防止が困難な場合，県は他の市町村や関係機関に対して応援を要請する。

また，県内の消防力で十分に対応できないときは，緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

なお，危険物等の内容に応じて特殊な災害防御対策を必要とする場合，県は関係機関等に専門技術者の派遣を要請する。

第６節　水防・土砂災害等の防止対策

【関係機関：九州地方整備局・鹿児島森林管理署・鹿児島県・各関係機関】

【名　　瀬：土木課・農林水産課・総務課】

【住　　用：産業建設課・地域総務課】

【笠　　利：建設課・産業振興課・地域農政課・地域総務課】

地震災害時は，災害状況によっては，護岸破損や斜面崩壊等により，水防活動や土砂災害等の防止対策を行うことが予想される。

このため，市は水防団等を出勤させ，必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し，水防・土砂災害防止対策を実施する。

第１　地震時の河川等災害の防止対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第４節 水防・土砂災害等の防止対策 第１　１（一般-3-2-32）」参照

１　地震時の水防体制の確立

２　地震による河川等施設の被害状況等の把握

河川管理者は，「奄美市水防計画書」に定めた方法に準じて所管する河川施設の被害状況等の把握に努める。

ため池については，地震時の初動体制により市等の管理者が対象施設の点検を行い，被害状況等の把握に努める。

また，地震災害時の発表される各種水防情報に留意し，二次災害に繋がるおそれのある施設の状況を的確に把握しておき，被害の拡大防止に役立てる。

３　地震時の河川等施設被害の拡大防止対策（応急復旧措置）

（１）地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなどの河川護岸の被害が生じた場合は，その被害の実態に応じて土嚢積み等の浸水防止措置を講じ，二次災害を防止する。

（２）河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば二次災害に繋がるおそれのある河川施設については，関係業者等を手配するなど，早急に応急復旧措置を講じ，被害の拡大防止を図る。

第２　地震時の土砂災害の防止対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第４節 水防・土砂災害等の防止対策 第２　１～２（一般-3-2-33）」参照

１　地震時の土砂災害防止体制の確立

２　危険箇所周辺の警戒監視・通報

３　地震時の斜面崩壊等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

（１）土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において，引き続き，がけ崩れや土石流，地すべり等が懸念される場合は，それぞれの施設所管部署において応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また，土砂災害の発生地域において民生安定の観点から放置し難く，採択基準に合致するものは，災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設の整備を促進する。

（２）警戒避難体制の確立

土砂災害の危険が解消されない場合は当該区域に警戒区域を設定し，関係住民の出入りを制限し，必要に応じて関係地域住民の避難措置を実施する。

（３）専門家の派遣による支援

県は，必要に応じて市の警戒・監視活動に協力し，斜面災害危険判定の専門家の派遣等を関係機関等に要請する。

（４）土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

下記の緊迫した状況下において適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう，土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を国・県から提供を受ける。

情報提供者	緊急調査及び土砂災害緊急情報の内容
国土交通省	河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って，重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況
県	地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において，当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査（緊急調査）

土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は，適切に避難指示等の発令を行う。

（５）気象庁及び県は，必要に応じて警報又は土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施する。

第７節　避難の指示，誘導

【関係機関：奄美海上保安部・鹿児島県・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部
・医療施設管理者・福祉施設管理者・大型店舗施設管理者】

【名　　瀬：企画調整課・健康増進課・福祉政策課・高齢者福祉課・土木課・教育委員会・総務課】

【住　　用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠　　利：いきいき健康課・建設課・地域教育課・地域総務課】

地震の発生に際し，危険があると認められる場合，関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は，地域の居住者又は滞在者その他の者に対し，時期を失しないよう立退きを指示する等の措置を執る必要が生じる。特に，市長は避難措置実施の第１次責任者として警察官，海上保安官，知事及び自衛官等の協力を求め，適切な避難措置を講ずる。

第１　要避難状況の早期把握・判断

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第６節 避難の指示，誘導 第１　１（一般-3-2-35)」参照

１　要避難状況の把握活動の早期実施

２　避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は発生した地震の状況により大きく異なるため，被災地域の情報収集を踏まえ，避難対策の要否を判断する。

（１）二次災害防止のための避難対策

地震発生時は，地震火災からの避難が想定される。このため，地震発生後の情報収集により判明した被災地域の被害実態に応じ，二次災害防止の観点から避難の必要性を把握し，必要な対策を講ずる。

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第６節 避難の指示，誘導 第１　３（一般-3-2-35)」参照

３　権限委譲順位

第２　避難指示等の実施

１　避難指示等の発令

（１）避難指示等の発令

市は，地震活動の状況等を十分に把握するとともに，建物が倒壊する危険性のある場合，土砂災害等の発生が予想される場合，出火・延焼等が予想される場合又は有毒ガス事故が発生する場合など，著しく危険と認められる場合には，住民等に対して速やかに避難指示等を発令するとともに，適切な避難誘導を実施するものとする。

なお，津波については，情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難指示等の発令の遅れに繋がる危険があるため，市は，強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき若しくは弱くても長時間のゆっくりした揺れを感じて避難の必要性を認める場合又は津波警報を確知した場合には，直ちに避難対象地域に対して避難指示等を発令する。

この場合，直ちに海岸から離れ，高台や避難ビル等の安全な場所に避難するよう，予め住民へ周知・徹底を図ることとする。

（２）警戒区域の設定

災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合において，人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し，災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し，若しくは禁止し，又は当該区域からの退去を命ずる。

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第６節 避難の指示，誘導 第２　２～６（一般-3-2-40）」参照

２　市における避難措置

３　病院・社会福祉施設等における避難措置

４　不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

５　学校・教育施設等における避難措置

６　車両等の乗客の避難措置

第３　避難指示等の伝達

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第６節 避難の指示，誘導 第３（一般-3-2-43）」参照

１　市長による避難指示等の伝達

第４　避難の誘導等

１　地域における避難誘導

（１）避難誘導の実施

市は，状況により避難者の誘導を行う必要がある場合，以下の方法で避難の誘導体制を確立し，安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

ア　避難誘導体制

(ｱ)　避難場所が比較的遠距離であり，かつ避難に危険が伴う場合等は，避難のための集合場所及び自主防災組織又は消防団員等の中から誘導責任者を定め，できる限り集団で避難するようにする。

(ｲ)　緊急を要する避難の実施にあたっては，特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導に当たり，住民及び群集が混乱に陥らず，安全に避難できるよう努める。

イ　避難経路

(ｱ)　誘導に先立ち，災害の種類・危険地域別に予め定めておいた避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。

(ｲ)　地震時に避難経路を選択するにあたっては周辺の状況を検討し，建物やブロック塀等の倒壊や液状化，地すべり等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。

ウ　避難順位

(ｱ)　災害時の避難誘導は，原則として高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。

(ｲ)　土砂災害や地震火災などの二次災害に際しては，災害の種別及び災害発生の時期等を考慮し，客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ　携帯品の制限

(ｱ)　携帯品は，必要最小限の食料，衣料，日用品及び医薬品等とする。

(ｲ)　避難が比較的長期にわたるときは，避難中における生活の維持に役立てるため，携帯品のさらなる増加を考慮する必要があるが，その数量は災害の種別，危険の切迫性，避難所の距離及び地形等により決定しなければならない。

オ　危険防止措置

(ｱ)　避難場所等の開設にあたっては，避難場所の管理者又は応急危険度判定士等の専門技術者等の協力を得て，津波又は地震活動の状況等による二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

(ｲ)　避難経路の危険箇所には，標識又は縄張等をしたり，誘導員を配置するなどの危険防止に努める。

(ｳ)　避難者は携帯品を最小限とし，行動の自由を確保し，特に夜間にあっては，配置された誘導者の誘導に従うようにする。

（２）自主避難の実施

地震等により津波災害の発生する危険を感じたり，土砂崩れ等の前兆現象を発見し，自ら危険だと判断した場合等においては,隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

（３）その他避難誘導にあたっての留意事項

ア　要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導にあたっては,事前に把握された要配慮者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。特に避難行動要支援者に対しては，自主防災組織の協力を得るなどして地域ぐるみで安全確保を図るほか,状況によっては市が車両等を手配し,一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉避難所等に事前に移送するなどの措置を執る。

イ　避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合，市において処置できないときは，直ちに県又はその他の機関に援助を要請し，状況に応じて救出，避難施設への収容を図る。

以下,「一般災害対策編 第３部 第２章 第６節 避難の指示，誘導 第３　２～４（一般-3-2-44)」参照

２　病院・社会福祉施設等における避難誘導

３　不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

４　学校・教育施設等における避難誘導

第８節　救助・救急

【関係機関：自衛隊・奄美海上保安部・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部】

【名　　瀬：総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

地震災害時には，建物の倒壊や地震火災等による多数の要救出現場や要救助者，重症者等が発生するものと予想される。

このため，各関係機関は迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

また，『発災当初の 72 時間』は，救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ，人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第１　救助・救急活動

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第７節 救助・救急 第１（一般-3-2-46）」参照

１　市及び関係機関等による救助・救急活動

２　住民及び自主防災組織による救助，救急活動

３　孤立化集落対策

第２　救助・救急用装備及び資器材の調達

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第７節 救助・救急 第２（一般-3-2-47）」参照

１　救助・救急用装備及び資器材の調達

２　救急車・救助工作車の配備状況

第９節　交通確保・規制

【関係機関：奄美海上保安部・奄美警察署】

【名　　瀬：土木課・農林水産課】

【住　　用：産業建設課】

【笠　　利：建設課・農林水産課】

地震災害時には，道路・橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに，緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し，緊急輸送等の支障が予想される。また，海上においても航路障害等の発生による海上輸送への支障が予想される。

このため，迅速かつ適切に交通規制や応急復旧を実施し，緊急輸送等のための交通を確保する。

第１　交通施設対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第８節 交通確保・規制 第１（一般-3-2-48）」参照

１　被害状況の把握

２　交通の確保

第２　交通規制の実施

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第８節 交通確保・規制 第２（一般-3-2-49)」参照

１　交通規制の実施方法

２　道路管理者と警察機関の相互連絡

３　規制の標識等

４　規制の広報・周知

５　規制の解除

第３　緊急通行車両の確認等

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第８節 交通確保・規制 第３（一般-3-2-51)」参照

１　緊急輸送対策の実施

第４　発見者等の通報と運転者の執るべき措置

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第８節 交通確保・規制 第４（一般-3-2-53)」参照

１　発見者等の通報

２　大規模な地震の発生時における運転者の執るべき措置

第10節　緊急輸送

【関係機関：自衛隊・鹿児島県・奄美海上保安部・大島地区消防組合消防本部
・奄美漁業協同組合・名瀬漁業協同組合・奄美市】

地震災害時には，避難並びに救出・救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため，迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し，緊急度・重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

第１　緊急輸送の実施

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第９節 緊急輸送 第１（一般-3-2-54）」参照

１　緊急輸送の実施責任者

２　緊急輸送の対象

第２　緊急輸送手段等の確保

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第９節 緊急輸送 第２（一般-3-2-55）」参照

１　緊急輸送手段

２　輸送条件

３　被災者の運送

４　災害応急対策必要物資の運送

５　費用の基準及び支払い

第３　輸送施設・集積拠点等の確保

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第９節 緊急輸送 第３（一般-3-2-56）」参照

１　輸送施設の確保

第４　緊急輸送道路啓開等

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第９節 緊急輸送 第４（一般-3-2-57）」参照

１　道路啓開路線の把握と優先順位の決定

第 11 節　緊急医療

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・県立大島病院
・奄美中央病院・名瀬徳洲会病院・大島郡医師会・奄美市国民健康保険診療所】
【名　　瀬：健康増進課・総務課】
【住　　用：市民福祉課・地域総務課】
【笠　　利：いきいき健康課・地域総務課】

地震災害時には多数の負傷者が発生し，また医療機関自体も被害を受けて混乱が予想される中で，救命処置及び後方搬送等の医療活動が必要となる。また，傷病者が多数発生した場合は災害の状況等を判断し，安全かつ活動の容易な場所に現場救護所を設置する。

このため，医療救護班により緊急医療を実施するとともに，後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

第１　緊急医療の実施

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第 10 節 緊急医療 第１（一般-3-2-58)」参照

１　ＤＭＡＴ
２　医療救護班
３　初動体制の確立
４　奄美市国民健康保険診療所としての役割
５　医療情報の収集・提供

第２　後方搬送の実施

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第 10 節 緊急医療 第２（一般-3-2-60)」参照

１　負傷者の収容施設の確保
２　負傷者の後方搬送
３　輸送車両等の確保
４　透析患者等への対応
５　トリアージの実施

第 12 節　要配慮者への緊急支援

【関係機関：社会福祉施設管理者・観光施設管理者】

【名　　瀬：福祉政策課・高齢者福祉課・紬観光課・教育委員会・総務課】

【住　　用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠　　利：いきいき健康課・産業振興課・地域教育課・地域総務課】

地震災害時には，高齢者，妊産婦，乳幼児及び障害者等の要配慮者は，迅速・的確な避難等の行動が取りにくく被災しやすいことから，地域ぐるみの支援が必要である。

このため，要配慮者に対し，避難誘導や情報の提供等の必要な支援を適切に行う。

第１　要配慮者に対する対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第 11 節 要配慮者への緊急支援 第１（一般-3-2-62)」参照

１　要配慮者対策

第２　妊産婦及び乳幼児に係る対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第 11 節 要配慮者への緊急支援 第２（一般-3-2-62）」参照

第３　高齢者及び障害者に係る対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第 11 節 要配慮者への緊急支援 第３（一般-3-2-62)」参照

１　市が実施する対策

第４　児童に係る対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第 11 節 要配慮者への緊急支援 第４（一般-3-2-63)」参照

１　要保護児童の把握等

２　児童の保護等のための情報伝達

第５　社会福祉施設等に係る対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第 11 節 要配慮者への緊急支援 第５（一般-3-2-63)」参照

１　入所者・利用者の安全確保

２　県への応援要請等

３　市の支援活動

第６　観光客等及び外国人に係る対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第 11 節 要配慮者への緊急支援 第６（一般-3-2-64)」参照

１　観光客の安全確保

２　外国人の安全確保

第３章　事態安定期の応急対策

地震災害の発生後，状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては，民生安定に関する避難所の運営又は食料・水をはじめ生活必需品の供給，或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

また，大規模な地震災害においては長期化が想定される避難生活を短縮するため，広域応援による支援や応急仮設住宅の円滑な提供等に努める必要がある。

本章では，このような事態安定期の応急対策について定める。

第１節　避難所の運営

【名　　瀬：福祉政策課・高齢者福祉課・保護課・教育委員会・総務課】

【住　　用：市民福祉課・地域教育課・地域総務課】

【笠　　利：いきいき健康課・土地対策室笠利分室・地域教育課・地域総務課】

地震災害時には，ライフラインの途絶や住居の倒壊又は焼失等によって多数の避難者の発生が予想される。このため，避難所を開設し，これらの避難者を収容するとともに，適切な管理運営を実施する。

第１　避難所の開設等

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第１節 避難所の運営 第１（一般-3-3-1）」参照

１　避難所の開設

２　福祉避難所の開設

第２　避難所の運営管理

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第１節 避難所の運営 第２（一般-3-3-2）」参照

１　避難所の運営管理

第３　広域一時滞在・移送

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第１節 避難所の運営 第３（一般-3-3-3）」参照

１　広域一時滞在・移送

第２節　食料の供給

【名　　瀬：福祉政策課・総務課】

【住　　用：市民福祉課・地域総務課】

【笠　　利：いきいき健康課・地域総務課】

地震災害時には，住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等によって食事の確保が困難な状況となり，一部ではその状態が長期化するおそれがある。

このため，迅速に食料を調達し，被災者に供給する。

また，関係機関は，備蓄する食料の供給に関し，相互に協力するよう努める。

第１　食糧の調達・供給

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第２節 食料の供給 第１（一般-3-3-4)」参照

１　米穀の調達

第２　食料の供給

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第２節 食料の供給 第２（一般-3-3-5)」参照

１　市及び県による食料の供給

２　食料基準

３　給与対象者

４　食料の輸送

５　食料集積地の指定及び管理

第３節　給　水

【名　　瀬：水道課】

【住　　用：産業建設課】

【笠　　利：水道課笠利分室】

地震災害時には，水道施設が被災し，復旧までの間，飲料水等の確保が困難となるほか，医療機関等では緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また，多数の避難者が予想され，避難所での応急給水の需要が高まる。

第１　被災者への給水

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第３節 給水 第１（一般-3-3-7）」参照

１　被災者等への応急給水の実施

第２　応急給水の方法

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第３節 給水 第２（一般-3-3-8）」参照

第４節　生活必需品の給与

【名　　瀬：福祉政策課】

【住　　用：市民福祉課】

【笠　　利：いきいき健康課】

地震災害には，住居の倒壊や焼失及び津波等により，寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し，一部では避難生活の長期化が予想され，特に冬期においては防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため，被災地の実情を考慮するとともに，要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮したうえで迅速に生活必需品を調達し，被災者に給与する。

また，関係機関は備蓄する生活必需品の給与に関し，相互に協力するよう努める。

第１　生活必需品の調達

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第４節 生活必需品の給与 第１（一般-3-3-9）」参照

１　備蓄物資の調達

２　流通在庫の調達

第２　生活必需品の給与

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第４節 生活必需品の給与 第２（一般-3-3-10）」参照

１　給与又は貸与の対象者

２　生活必需品の給与

３　市長の要請による法外援護

４　災害救助法による基準

第３　生活必需品の輸送及び配給

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第４節 生活必需品の給与 第３（一般-3-3-11）」参照

１　生活必需品の配給方法

２　集積地の指定及び管理

第５節　保健・医療対策

【名　　瀬：健康増進課】

【住　　用：市民福祉課】

【笠　　利：いきいき健康課】

災害時の初期の医療活動については，「第２章第 11 節緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。

事態が安定してきた段階で,被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合，市をはじめとする防災関係機関は，被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。

このため，避難生活が長期化した被災地においては健康状態の把握やメンタルケア等を行う。

第１　被災者の健康状態の把握とメンタルケア

以下,「一般災害対策編 第３部 第３章 第５節 保健・医療対策 第１（一般-3-3-12）」参照

１　被災者の健康状態の把握

２　保健指導・栄養指導

３　メンタルケア

第２　訪問指導（継続支援）

以下,「一般災害対策編 第３部 第３章 第５節 保健・医療対策 第２（一般-3-3-13）」参照

第３　医療の確保

以下,「一般災害対策編 第３部 第３章 第５節 保健・医療対策 第３（一般-3-3-13）」参照

第６節　感染症予防，衛生対策

【名　　瀬：環境対策課・健康増進課】

【住　　用：市民福祉課】

【笠　　利：市民課・いきいき健康課】

地震災害時には，建物の倒壊や焼失又は津波水害等により，多量のごみ・がれきの発生とともに，不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に，多数の被災者が収容される避難所等において，その早急な防止対策の実施が必要である。

このため，感染症予防，衛生に関し，適切な処置を行う。

第１　感染症予防対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第６節 感染症予防，衛生対策 第１（一般-3-3-14）」参照

１　感染症予防対策の実施

２　感染症予防実施の市の組織体制

３　感染症予防業務の実施

４　避難所の防疫指導

第２　衛生対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第６節 感染症予防，衛生対策 第２（一般-3-3-16）」参照

１　健康診断，臨時予防接種

２　入浴サービス及び仮設風呂の設置

第７節　し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

【名　　瀬：環境対策課・土木課・下水道課】

【住　　用：市民福祉課・産業建設課】

【笠　　利：市民課・下水道課分室】

地震災害時には，建物・ブロック塀等の倒壊や地震火災等により大量のごみの発生が予想される。

また，上・下水道施設の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし，し尿処理の問題が生じるほか，特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため，し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関して必要な措置を行う。

第１　し尿処理対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第７節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第１（一般-3-3-17）」参照

１　し尿の処理方法

２　避難所等のし尿処理

３　仮設トイレ等によるし尿処理

４　し尿収集の応援体制の確立

５　し尿収集運搬車両の状況

第２　ごみ処理対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第７節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第２（一般-3-3-18）」参照

１　ごみの収集，運搬及び処分の方法

２　ごみ収集運搬車両の状況

第３　死亡獣畜の処理対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第７節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第３（一般-3-3-19）」参照

１　処理方法（所感保健所長の許可を受けて処理する場合）

第４　障害物の除去対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第７節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第４（一般-3-3-19）」参照

１　障害物除去の実施者

２　障害物の集積場所の選定

３　障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の確保

４　災害救助法による基準

第８節　行方不明者の捜索，遺体の処理等

【関係機関：奄美海上保安部・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部】

【名　　瀬：環境対策課・保護課・総務課】

【住　　用：市民福祉課・地域総務課】

【笠　　利：市民課・いきいき健康課・地域総務課】

地震災害時の混乱期には，行方不明になっている者（生存推定者，生死不明者及び死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され，それらの捜索・収容等を早急に実施する必要がある。

このため，迅速かつ的確な行方不明者の捜索を行うとともに，多数の死者が発生した場合は遺体の処理等を適切に行う。

第１　行方不明者の捜索

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第８節 行方不明者の捜索，遺体の処理等 第１（一般-3-3-20）」参照

１　行方不明者の捜索隊の編成

２　捜索の実施方法等

３　行方不明者発見後の処理

第２　遺体の収容・処理・埋葬

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第８節 行方不明者の捜索，遺体の処理等 第２（一般-3-3-21）」参照

１　遺体の収容・処理

２　遺体の埋葬等

３　災害救助法による基準

第９節　住宅の供給・確保

【関係機関：鹿児島県】

【名　　瀬：建築住宅課】

【住　　用：産業建設課】

【笠　　利：建設課】

地震災害時には，住居の全壊，全焼又は津波による流出等が多数発生することが予想され，住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また，一部損壊の住居も多数発生するため，応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため，応急仮設住宅の建設等，被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

第１　住宅の確保・修理

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第９節 住宅の供給・確保 第１（一般-3-3-24）」参照

１　応急仮設住宅の建設

２　住宅の応急修理

３　公営住宅等の供与

４　災害救助法による基準

第２　被災宅地危険度判定の実施

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第９節 住宅の供給・確保 第２（一般-3-3-27）」参照

第 10 節　文教対策

【名　　瀬：教育委員会】
【住　　用：地域教育課】
【笠　　利：地域教育課】

地震災害時には，多数の児童・生徒の被災が予想され，学校施設等も多大な被害を受ける。また，学校施設等は被災者の避難所として利用される所が多く，一部では長期化することも予想され，その調整も必要である。

このため，応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

第１　応急教育の実施

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第 10 節 文教対策 第１（一般-3-3-28）」参照

１　教室等の確保
２　教職員の確保
３　応急教育の留意点
４　学校給食等の措置
５　学校が避難所となった場合の措置

第２　学校用品等の調達及び授業料等の減免，育英資金

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第 10 節 文教対策 第２（一般-3-3-29）」参照

１　教材・学校用品等の調達及び給与
２　災害救助法による基準

第３　文化財の保護

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第 10 節 文教対策 第３（一般-3-3-29）」参照

１　所有者又は管理者の通報義務等
２　被害状況の報告
３　関係機関との協力

第 11 節　義援金・義援物資等の取扱い

【名　　瀬：企画調整課・福祉政策課】

【住　　用：市民福祉課】

【笠　　利：いきいき健康課】

地震災害時には，県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため，寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに，義援金についてはできる限り迅速な配分に努め，また義援物資については被災者の需要を十分把握し，必要とする物資の広報等に努める。

第１　義援金の配分

以下,「一般災害対策編 第３部 第３章 第 11 節 義援金･義援物資等の取扱い 第１(一般-3-3-31)」参照

１　義援金の引継ぎ及び管理

２　配分

第２　義援物資の取扱い

以下,「一般災害対策編 第３部 第３章 第 11 節 義援金･義援物資等の取扱い 第２(一般-3-3-31)」参照

１　市に送付される義援物資の取扱い方針

２　送付される義援物資の取扱い方法

第 12 節　農林水産業災害の応急対策

【名　　瀬：商工政策課・農林水産課】

【住　　用：産業建設課】

【笠　　利：産業振興課・農林水産課】

地震災害時には，農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため，農林水産物等の被害の拡大防止，被災地における家畜伝染病の予防並びに飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

第１　農産物対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第 12 節 農林水産業災害の応急対策 第１（一般-3-3-32）」参照

１　事前・事後措置の指導

２　病害虫防除対策

第２　林産物等対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第 12 節 農林水産業災害の応急対策 第２（一般-3-3-32）」参照

１　応急措置・事後措置の指導

２　対象作物等及び対象災害

第３　家畜管理対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第 12 節 農林水産業災害の応急対策 第３（一般-3-3-33）」参照

第４章　社会基盤の応急対策

電力，ガス，上下水道及び通信等のライフライン関係施設や道路及び河川等の公共施設並びに空港等の交通施設等は，都市化等の発展とともに複雑・高度化し，地震災害よる一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

本章では，このような社会基盤の応急対策について定める。

第１節　電力施設の応急対策

【関係機関：九州電力】

【名　　瀬：土木課・農林水産課】

【住　　用：産業建設課】

【笠　　利：建設課・産業振興課・農林水産課】

地震災害時には，建物の倒壊，地震火災又は液状化等により電柱の倒壊及び電線の断線等が多数発生し，住民生活はもちろん，特に初動期の災害応急活動には多大な支障が生じるため，迅速・的確かつ優先度を考慮した対応が必要である。

このため，電力施設の防護・復旧を図り，早急に被災者等に電力を供給する。

第１　応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

１　災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は，九州電力(株)社内防災業務計画に基づき災害対策組織を設置する。

特に供給区域内で震度６弱以上の地震が発生した場合は，本店並びに当該地震が発生した本店直轄機関及び現業機関等は自動的に非常体制に入り，速やかに対策組織を設置する。また，災害により事業所が被災した場合に備え，非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。

以下,「一般災害対策編 第３部 第４章 第１節 電力施設の応急対策 第１　２～３（一般-3-4-1）」参照

２　情報の収集・連絡

３　電力施設被害状況等の広報活動

４　対策要員の確保

夜間又は休日に災害発生のおそれがある場合，予め定められた各対策要員は，気象・地象情報その他の情報に留意し，防災体制の発令に備える。また，防災体制が発令された場合，対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。なお，供給区域内において震度６弱以上の地震が発生した場合は，対策要員は呼称を待つことなく所属する対策組織に出動する。

以下,「一般災害対策編 第３部 第４章 第１節 電力施設の応急対策 第１　５～９（一般-3-4-2)」参照

５　復旧資材の確保

６　危険予防措置

７　自衛隊の派遣要請

８　応急工事

９　施設の復旧順位

第２節　ガス施設の応急対策

【関係機関：大島地区消防組合消防本部・鹿児島県ＬＰガス協会奄美支部・南海ガス】

地震災害時には，都市ガスでは，地震動又は液状化等によりガス管等の被害が多数発生し，供給停止による住民生活への支障が予想される。また，ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため，早急に施設の復旧を行い，被災地に対してガスを供給するとともに，ガス災害から住民を保護する。

第１　液化石油ガス施設災害応急対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第４章 第２節 ガス施設の応急対策 第１（一般-3-4-3)」参照

１　連絡体制
２　出動体制
３　出動条件
４　事故の処理
５　関係機関との連携
６　報告
７　周知の方法
８　安全管理
９　避難所開設に係る対応
10　仮設住宅開設に係る対応

第２　都市ガス施設災害応急対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第４章 第２節 ガス施設の応急対策 第２（一般-3-4-5)」参照

１　災害時における都市ガス施設の保安
２　緊急時の連絡通報体制
３　都市ガス事業者の応急対策
４　関係機関の応急対策
５　ガス供給再開における処理

第３節　上水道施設の応急対策

【名　　瀬：水道課】

【住　　用：産業建設課】

【笠　　利：水道課笠利分室】

地震災害時には，地震動又は液状化等により水道施設の被害が多数発生し，給水停止による住民生活への支障はもちろん，特に初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため，重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護・復旧を図るとともに，安全な水道水を供給する。

第１　応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第４章 第３節 上水道施設の応急対策 第１（一般-3-4-7）」参照

１　応急対策要員の確保

２　応急対策用資機材の確保

３　応急措置

第４節　下水道施設の応急対策

【名　　瀬：下水道課】

【住　　用：産業建設課】

【笠　　利：下水道課笠利分室】

地震災害時には，地震動又は液状化等により下水道施設の被害が多数発生し，供用停止による住民生活への支障はもちろん，長期化した場合，し尿処理に多大な支障が生じる。

このため，迅速かつ的確に下水道施設の防護・復旧を図り，早期に供用を再開する。

第１　応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第４章 第４節 下水道施設の応急対策 第１（一般-3-4-8）」参照

１　応急対策要員の確保

２　応急対策用資機材の確保

３　応急措置

４　復旧対策

第５節　電気通信施設の応急対策

【関係機関：ＮＴＴ西日本】

地震災害時には，建物の倒壊，地震火災又は液状化等により電話柱の倒壊及び電話線の破線等が多数発生し，住民生活はもちろん，特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため，重要度及び優先度を考慮し，かつ迅速に電気通信施設の防護・復旧を図り，早急に通信を確保する。

第１　応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第４章 第５節 電気通信施設の応急対策 第１（一般-3-4-9）」参照

１　情報の収集及び連絡

２　準備警戒

３　災害対策本部等の設置

４　通信の非常疎通措置

５　設備の応急復旧

６　応急復旧等に関する広報

第６節　道路・河川等公共施設の応急対策

【関係機関：鹿児島県】

【名　　瀬：土木課・商工政策課・農林水産課】

【住　　用：産業建設課】

【笠　　利：建設課・産業振興課・農林水産課】

地震災害時には，道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は，緊急輸送の実施等，初動期の応急対策活動を実施するうえで大変重要な施設である。

このため，速やかに被災状況の情報収集を行い，迅速かつ的確に，緊急度・優先度を考慮して施設の復旧に努める。

第１　応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第４章 第６節 道路・河川等公共施設の応急対策 第１（一般-3-4-11）」参照

１　道路・橋梁等の応急対策

２　河川・砂防・港湾・漁港等の応急対策

第７節　空港施設の応急対策

【関係機関：鹿児島県・各関係機関】

【笠　　利：空港管理事務所】

地震災害時には，地震動又は液状化等により空港施設への被害が予想され，施設利用者等の安全確保と交通・緊急輸送の確保に支障が生じる。

このため，施設利用者等の安全確保及び空港施設の防護・復旧に努める。

第１　空港の応急活動体制

１　奄美空港の応急活動体制

（１）応急対策本部の設置

大規模地震が発生したときは，空港施設の災害復旧の応急対策を実施するにあたり，奄美空港管理事務所に応急対策本部を設置する。

なお，地震により航空機事故が発生したときは，**一般災害対策編 第４部 第２章 第２節（一般-4-2-2）**に準ずる。

（２）地震発生時の情報伝達ルート

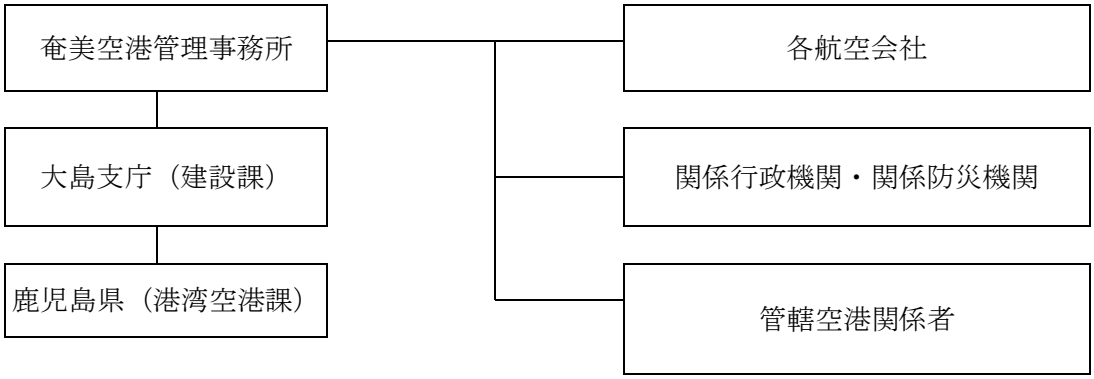

（３）関係機関連絡先

ア　各航空会社

会社名	連 絡 先
日本航空㈱	
日本エアコミューター㈱	0995-58-2151
スカイマーク	070-5450-2798
ピーチ・アビエーション	080-2471-7632

イ　関係行政機関・関係防災機関及び管轄空港関係者

奄美空港	奄美空港管理事務所 奄美市笠利総合支所 鹿児島県（港湾空港課） 鹿児島県大島支庁（建設課） 大阪航空局奄美空港出張所 福岡航空測候所奄美空港出張所 奄美海上保安部 大島地区消防組合 奄美市消防団 大島郡医師会 鹿児島県名瀬保健所 奄美警察署 奄美空港ターミナルビル株式会社	0997-63-0277 0997-63-1111 099-286-3644 0997-57-7332 0997-63-0067 0997-63-0244 0997-52-5811 0997-52-0100 0997-52-0100 0997-52-0598 0997-52-5411 0997-53-0110 0997-63-2251

第２　空港の応急対策

１　地震発生時の業務

（１）情報の収集・伝達

（２）関係機関との連絡調査

（３）応急救護及び災害防止に必要な措置

（４）航空機の運航に関する措置

（５）通信業務の確保

２　運航対策

大規模地震が発生した場合，航空機の運航の確保と安全を図るため，次の措置を執る。

（１）航空会社に対して乗降客の安全誘導，航空機自体の保安対策を要請する。

（２）滑走路，誘導路及びエプロン等の点検を実施する。

（３）空港事務所（管理事務所）の航空交通管制機関との調整を図る。

３　空港の混乱防止対策

大規模地震発生時，空港内の混乱を防止するため，次の措置を執る。

（１）必要と認めるときは，空港関係者及び災害対策関係者以外の者の空港への入場を制限するものとする。

（２）各航空会社に規制対策を要請する。

（３）交通機関に対し，連絡バス等の乗車等の制限等の措置を要請する。

（４）警察本部及び各警察署に警備を要請する。

４　空港施設の保安対策及び応急復旧

航空保安施設その他現有施設の機能の維持を図るため点検を強化し，また機能上の障害を生じたものがあるときは速やかに復旧に努め，適切な運用を行うものとする。